

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要なことである。

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために少人数教育が実施されている。このことは、保護者や子どもたちから大変有益であると言われている。しかし、GDP 費に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒数などを OECD 諸国と比較すると、日本の教育予算はまだまだ少ないと言わざるを得ない。

さらに、義務教育費国庫負担金については、従来の国庫負担が2分の1から3分の1に縮小され、現在の厳しい地方財政状況などから自治体独自に少人数教育をいっそう推進することには限界がある。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところであり、そのためにも教育予算を国全体として、しっかりと確保、充実させる必要がある。以上のことから下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 きめの細かい教育実現のため、義務制第8次教職員定数改善計画を実現すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金など、教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年(平成19年)6月15日

高砂市議会